

らは、あたかも危険思想の持ち主のごとき物言いだ。また、B子氏に至っては、風力発電計画とは全く無関係で、建設計画の存在すら知らなかつたにもかかわらず、個人情報にまで触れて危険人物」と煽つてゐる。

さらに「御社の事業も進まないことになりかねない」とは、いかなることか。一私企業に警察が情報を提供して肩入れし、利益を図るかのような言動だ。

警察法第二条第二項には警察の活動は『不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない』とある。では一連の発言は「不偏不党」といえるのか。謝罪なく一切沈黙する県警

平成二十六年三月の議事録に

岐阜県に對し人權侵害訴訟
松島住職は自らが監視されたこうした体験を各地の共謀罪反対集会で話し、警察の権限拡大の危険性を訴えた。「尾行や密告を恐れて疑心暗鬼になり、知らず知らずのうちに門信徒にまで疑いの目を向ける自分が悲しい」と、苦しい胸中を伝えた。しかし、こうした悲痛な声に耳をふさぎ、国民に十分な説明もせぬまま、政府は力づくで法案を成立させてしまった。

それでもなお、松島住職は一石を投じ続ける。昨年十二月二十一日、A氏、B子氏、C子氏とともに、県警の責任主体である岐阜県を相手取り、岐阜地裁へ四百四十万円の国家賠償請求訴訟を起こしたのだ。プライバシー権の侵害などにより、精神的苦痛を負ったとの訴えだ。

『仏説無量寿經』の中に阿弥陀は、あたかも危険思想の持ち主のごとき物言いだ。また、B子氏に至っては、風力発電計画とは全く無関係で、建設計画の存在すら知らなかつたにもかかわらず、個人情報にまで触れて危険人物」と煽つてゐる。

さらに同年五月には、『A氏は、X法律事務所の事務局長であるC子と強くつながつており、そこから全国に広がつてゆくことを懸念している。現在C子は気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくくと考えられる』

法律事務所への相談にしろ、病歷にしろ、きわめてデリケートな個人情報を平然と漏らすのだ。それに、これらの情報をどうやって警察は入手したのか。松島住職らを、暴力団や過激派のように監視対象とみなし、情報収集しているのは明らか。前記の『朝日新聞』の報道で明るみに出た事実は、警察の監

はこうある。

『松島住職が、風車事業に関し一部法律事務所に相談を行つた氣配がある』

『A氏は、X法律事務所の事務局長であるC子と強くつながつており、そこから全国に広がつてゆくことを懸念している。現在C子は気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくくと考えられる』

視に気づいていなかつた松島住職にとつて寝耳に水。驚愕した。

『地域に住む人の生活を守りたいために施設建設に反対の意見を持つことを、警察にとつて都合が悪いからと、監視対象として狙い撃ちするとは……』

A氏ら自治会役員と協議して岐阜県警へ抗議したが、『署員の行為は、公共の安全と秩序の維持に当たるという責務を果たす上で、通常行つてゐる警察業務の一環である』と、木で鼻をくくつたような回答のみで、謝罪の一言もなかつた。なぜ監視対象とされたのか、一連の経緯や理由なども、県警は一切沈黙。

『警察は法令に基づき適切に職務遂行している。テロ等準備罪の一環である』と、木で鼻をくくつたような回答のみで、謝罪の一言もなかつた。なぜ監視対象とされたのか、一連の経緯や理由なども、県警は一切沈黙。

『警察は法令に基づき適切に職務遂行している。テロ等準備罪の一環である』と、木で鼻をくくつたような回答のみで、謝罪の一言もなかつた。なぜ監視対象とされたのか、一連の経緯や理由なども、県警は一切沈黙。

本件は、実は国会でもたびたび取り上げられてきた。この四月の衆議院法務委員会でも、野党議員が本件を例に「共謀罪が新設されたら、こうした警察の監視や情報収集が法的に裏付けられ、一般の人たちへの監視が強まるのではないか」と安倍晋三首相に質問した。もつともな疑問だ。発電施設に限らず、集合住宅建設や道路の拡張、河川改修など、周辺の住環境に影響するような事業に對しては反対する住民がいてもおかしくない。それが全て警察の監視対象とされかねないのでから恐ろしい。

だが、首相の答弁は、「警察は法令に基づき適切に職務遂行している。テロ等準備罪の一環である」などと、木で鼻をくくつたような回答のみで、謝罪の一言もなかつた。なぜ監視対象とされたのか、一連の経緯や理由なども、県警は一切沈黙。

長年の横領は生活と遊興で住職実刑三年六月

法華宗本門流僧侶養成校を搖るがした横領事件の判決
陀仏の願い『無三悪趣の願』が一環なのであれば、警察組織あります。これは、私たちに地獄・餓鬼・畜生のない世界を生きてほしいという願いです。大垣署の行為は、まさに私たちに、監視され、管理され、主体性を奪われた畜生の生き方を強いるものです。仏の願いをわが願いとして生きようとしている私にとって、僧侶としての生き方を確保するための開いだと思つて臨んでいます』と松島住職。

裁判はこの五月に第一回口頭弁論を終えたばかりで、まだ先是長いものと思われる。裁判の過程で、警察が一般市民をどういった基準をもつて監視対象とするのか明らかにしてほしいところだ。また「公共の安全と秩序の維持」という名目で市民運

この五月二十六日、兵庫県尼崎市の学校法人法華学園が運営する法華宗本門流の宗門校、興隆学林専門学校で起きた経理担当住職による横領事件の判決公判が神戸地裁であつた。

被告は神戸市兵庫区にある法華宗本門流妙昭寺の豊島正宏住職（五十四歳）。今年一月、神戸地検により業務上横領容疑で逮捕され、二月に起訴されていました（本誌6月号で詳報）。

容疑は平成二十二年七月からおもねつてプライバシーを侵害することが「通常の警察業務の

山里のお寺の住職が己の生き方を賭して投げかけた問題提起が、あるいは世論を大きく動かすかもしれない。

十回にわたり、学園の預貯金など合計二千三百七十万円を横領したというもの。

逮捕から約五ヶ月のスピード判決の背景には何があつたのか。なぜ横領できてしまつたか

豊島住職が興隆学林に着任したのは平成十三年六月のこと。唯一の経理担当職員だった。横領が発覚したのは十四年の平成二十七年九月である。興隆学林は平成二十五年から、総工費六億円で校舎の移転建て替え工事を行つていたのだが、その土

裁判はこの五月に第一回口頭弁論を終えたばかりで、まだ先是長いものと思われる。裁判の過程で、警察が一般市民をどういった基準をもつて監視対象とするのか明らかにしてほしいところだ。また「公共の安全と秩

事の芽を摘むために、一企業に